

生徒心得

中村学園三陽高等学校の生徒は、「建学の精神」および「校訓」に基づき、本校生徒としての誇りをもって校規校則を遵守しなければならない。

建学の精神

- (1) 人間教育の根幹
日本人としての自覚を持ち、「誠実・感恩・向上」をむねとする人格の形成に努める。
- (2) 教育指導の基本
男女別学の主旨を体し、男子として広く社会有為の人物を育成する。

校 訓

誠実・感恩・向上

1. 礼 節

- (1) 年長者・教職員に対しては敬語を使う。
- (2) 校内校外を問わず、挨拶会釈は積極的に行う。

2. 服 装

「形は心の現われである」(学園祖 中村ハル先生)

- (1) 制 服
 - i 制服は、冬期・夏期ともに学校指定のものを着用し、それ以外の服装は認めない。
 - ※ アンダーシャツは、白を基調とする。
 - ※ ベルトは、学校指定のものを使用する。
 - ※ 通学カバンは、学校指定のものを使用する。
 - ※ ポロシャツ・ハーフパンツ着用は、時期を定めて許可する。(6月から9月中旬)
 - ※ 冬期のセーター・ベストは、学校指定のものを着用する。
 - ※ 防寒着・マフラー・手袋は、派手でないものとする。ニットキャップは禁止する。
- (2) 頭 髪
 - i 長さは、眉・制服の襟・耳にかからないものとする。
 - ii 染色・脱色、パーマは禁止する。指導に従わない場合は、懲戒の対象とする。
 - ※ ピアス・眉に手を加えることは禁止する。指導に従わない場合は、懲戒の対象とする。

3. 校内生活

- (1) 8時40分までに登校し、席についておく。
- (2) 学校の施設・設備・器具等の公共物は、丁寧に取り扱う。
- (3) 学校生活に関係のないもの(携帯電話やポータブルオーディオ機器、ゲーム等)を学校に持ち込むことは禁止する。持ってきた場合は、学校で預かる。

4. 交通安全

- (1) 交通規則を守り、事故防止に努める。
- (2) 自転車通学を希望する生徒は、第三者に損害を与えた場合の賠償保険に必ず加入し、許可を受け、学校指定のステッカーを貼る。
- (3) 在学中の運転免許取得は認めない。

5. 校外生活

- (1) アルバイトは、原則禁止とする。(家庭の事情その他やむを得ない場合は、校長の許可を受ける)
- (2) 高校生として風紀上好ましくない場所への出入りはしない。
- (3) 夜間外出はしないこと。

6. 禁止事項

禁止事項を行ったものは、校長が懲戒する。懲戒は、訓告・停学・退学とする。

【退 学】

刑法犯罪等、悪質ないじめ、教職員への暴力・暴言・ハラスメント、暴力行為、他、改善の見込みがなく悪質なものに関しては退学とする。

【停 学】

喫煙（タバコ・ライター所持）、飲酒（酒類所持）、頭髪・服装違反常習、他、学校の指導に従わない行為及び、本校生徒として不適当とみなされる行為に関しては停学とする。

※ 社会通念上許されない行為、インターネット等、公共性のあるものを利用した誹謗中傷に関しても禁止事項とし、懲戒の対象とする。

※ 携帯電話の所持は各自の責任で行い、事件・トラブルに巻き込まれることが無いように、フィルタリングをかける等、使用方法に注意する。

※ 学校で貸与されるタブレットPCは、本校で提供しているEラーニングによる学習や課題の提出、部活動等に関連する連絡・報告を目的とした使用に限り、校内での使用を許可する。授業においては担当教師の指示に従って使用しなければならない。校外における使用についても、公共のマナーを守り節度のある使用を心がけなければならない。

生徒心得

中村学園三陽中学校の生徒は、「建学の精神」および「校訓」に基づき、本校生徒としての誇りをもって校規校則を遵守しなければならない。

建学の精神

- (1) 人間教育の根幹
日本人としての自覚を持ち、「誠実・感恩・向上」をむねとする人格の形成に努める。
- (2) 教育指導の基本
男女別学の主旨を体し、男子として広く社会有為の人物を育成する。

校 訓

誠実・感恩・向上

1. 礼 節

- (1) 年長者・教職員に対しては敬語を使う。
- (2) 校内校外を問わず、挨拶会釈は積極的に行う。

2. 服 装

「形は心の現われである」(学園祖 中村ハル先生)

- (1) 制 服
 - i 制服は、冬期・夏期ともに学校指定のものを着用し、それ以外の服装は認めない。
 - ※ アンダーシャツは、白を基調とする。
 - ※ ベルトは、学校指定のものを使用する。
 - ※ 通学カバンは、学校指定のものを使用する。
 - ※ ポロシャツ・ハーフパンツ着用は、時期を定めて許可する。(7月から9月中旬)
 - ※ 冬期のセーター・ベストは、学校指定のものを着用する。
 - ※ 防寒着・マフラー・手袋は、派手でないものとする。ニットキャップは禁止する。
- (2) 頭 髪
 - i 長さは、眉・制服の襟・耳にかからないものとする。
 - ii 染色・脱色、パーマは禁止する。指導に従わない場合は、懲戒の対象とする。
 - ※ ピアス・眉に手を加えることは禁止する。指導に従わない場合は、懲戒の対象とする。

3. 校内生活

- (1) 8時40分までに登校し、席についておく。
- (2) 学校の施設・設備・器具等の公共物は、丁寧に取り扱う。
- (3) 学校生活に関係のないもの(携帯電話やポータブルオーディオ機器、ゲーム等)を学校に持ち込むことは禁止する。持ってきた場合は、学校で預かる。

4. 交通安全

- (1) 交通規則を守り、事故防止に努める。
- (2) 自転車通学を希望する生徒は、第三者に損害を与えた場合の賠償保険に必ず加入し、許可を受け、学校指定のステッカーを貼る。
- (3) 通学時には、必ずヘルメットを着用する。

5. 校外生活

- (1) アルバイトは、原則禁止とする。(家庭の事情その他やむを得ない場合は、校長の許可を受ける)
- (2) 中学生として風紀上好ましくない場所への出入りはしない。
- (3) 夜間外出はしないこと。

※ 社会通念上許されない行為、インターネット等、公共性のあるものを利用した誹謗中傷に関しても禁止事項とし、懲戒の対象とする。

※ 携帯電話の所持は各自の責任で行い、事件・トラブルに巻き込まれることが無いように、フィルタリングをかける等、使用方法に注意する。

※ 学校で貸与されるタブレットPCは、本校で提供しているEラーニングによる学習や課題の提出、部活動等に関連する連絡・報告を目的とした使用に限り、校内での使用を許可する。授業においては担当教師の指示に従って使用しなければならない。校外における使用についても、公共のマナーを守り節度のある使用を心がけなければならない。